

平成29年4月1日から松山市スポーツ大会・合宿等開催助成金の制度が変わります。

改正1: 助成対象経費の見直し



助成対象経費をスポーツ大会にかかる経費とスポーツ合宿等にかかる経費に分け、実費負担となるような経費は対象外となりました。

スポーツ大会・合宿等 助成対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ○会場費 ○機材・バス等借上費 ○看板・ポスター等の制作費 ○資料印刷費 など、大会の開催に要する経費 <p>※懇親会経費は対象外</p>



スポーツ大会 助成対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ○会場費 ○機材・バス等借上費 ○看板・ポスター等の制作費 ○資料印刷費 など、大会の開催に要する経費 <p>ただし、 宿泊費、食糧費(弁当、飲料、懇親会経費等)は対象外</p>



スポーツ合宿等 助成対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ○会場費 ○宿泊費 ○食糧費 (懇親会に係る経費は対象外) ○機材・バス等借上費 ○看板・ポスター等の制作費 ○資料印刷費 など、合宿等の開催に要する経費

改正2: 実績報告時の提出書類の見直し

助成対象経費の**領収書**もしくは**支払を証明する書類**又はそれらの写しが必要となります。

※領収書等の添付がないものは、対象経費から除外されます。

※領収書等の宛名は、助成金申請者と同一としてください。



改正3: スポーツ合宿等の限度額見直し

スポーツ合宿等の助成限度額が変わります。(スポーツ大会の助成限度額の変更はありません。)

県外参加者の延べ宿泊人数	助成金の限度額
50人未満	2万5千円
50人以上100人未満	5万円
100人以上200人未満	10万円
200人以上300人未満	15万円
300人以上400人未満	20万円
400人以上500人未満	25万円
500人以上	30万円



県外参加者の延べ宿泊人数	助成金の限度額
50人未満	2万5千円
50人以上100人未満	5万円
100人以上200人未満	10万円
200人以上300人未満	20万円
300人以上400人未満	30万円
400人以上500人未満	40万円
500人以上	50万円

※詳細は下記スポーティングシティ推進課までお問い合わせください。

松山市スポーティングシティ推進課	TEL 089-948-6822 FAX 089-934-1287
	メールアドレス sports@city.matsuyama.ehime.jp